様式６

**秘密保持誓約書**

令和　　年　　月　　日

　下関市長　様

（所在地）

（会社(団体)名）

（代表者名）　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　当社は、下関市が令和７年５月１２日付けプロポーザルの実施について公告のあった「下関市立図書館管理システム等賃貸借業務」（以下「本業務」という。）に関し、下関市から開示又は提供される資料などで知り得た情報について、次のとおり誓約いたします。

（秘密情報）

第１条　当社は、本業務に関連して、下関市が当社に対し開示する一切の情報を秘密情報として取扱いします。ただし、次の各号に該当するものは含まないものとします。

　(1) 開示の時点ですでに公知の情報又はその後当社の責によらず公知となった情報

　(2) 当社が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

　(3) 当社が、開示された情報によらずして独自に開発した情報

　(4) 当社が、第三者に対して秘密保持義務を課すことなく開示した情報

　(5) 法律の要求により開示された情報

　（秘密保持）

第２条　当社は、本業務に関連して知り得た秘密事項を第三者に開示又は漏えいしません。これを秘密保持義務とします。また、第三者に開示する必要がある場合は、事前に下関市と協議して承認を得ます。

２　当社は、秘密保持義務を遵守するため、別途定める提案責任者の管理及び指導をもって秘密情報を管理します。

３　当社は、本業務に関する情報漏えい等の防止措置を講じ、セキュリティ保持に影響を及ぼさない体勢を保証します。

　（秘密情報の取扱い）

第３条　当社は、秘密情報に関し、事前の書面による下関市の承諾を得ることなく、外部への持出しや複製を禁止し、本業務以外には、一切使用しません。

　（使用期間）

第４条　下関市が当社に対し開示する一切の情報を本業務のために使用できる期間は、本誓約の日から令和１３年３月３１日までとします。ただし、当社が本業務の候補者に選定されない場合は、令和７年７月１６日までとします。

　（秘密情報の廃棄及び返還）

第５条　秘密情報が不要となった場合又は下関市より要求された場合及び使用期限が過ぎた場合は、下関市が当社に対し開示する一切の情報を下関市の指示に従い、速やかに消去又は廃棄若しくは返還するものとします。

以上